

クラウドに必要な財務・会計について ～これから知っておくべき概念～

2010年7月23日

公認会計士 淡島 國和

財務・会計からみたクラウドコンピューティング

サービス提供者

- ◆ 売上 (サービス提供) の一形態であり、クラウドコンピューティング特有の課題はあまりないと考えられる
- ◆ ただし、国際課税における課題あり

サービス利用者

- ◆ 従来、自社内で行っていた業務のアウトソーシングという位置付けであり、それに伴い様々な課題が考えられる
 - 財務上のインパクト
 - 会計上の課題
 - 内部統制上の課題
 - その他の課題

財務上のインパクト

- ◆ 投資効率 (ROI／ROA) の向上
- ◆ 利益率の向上

(単位: 百万円)

対象会社	総資産	売上高	営業利益 ※1	ROA ※2	売上高営業 利益率※3
システム開発大手の上場会社 3社の平均	620,230	584,218	42,957	6.9%	7.4%
上記を対象に ソフトウェアを控除した場合	491,929	584,218	42,957	8.7%	???

※各社の直近事業年度の財務データを集計

実際には開発・運用コスト等の削減により、さらなる営業利益及びROAの改善が見込まれる

- ※1 営業利益 = 営業収益 - 営業費用
- ※2 ROA (総資産利益率) = 利益 ÷ 総資産
- ※3 売上高営業利益率 = 営業利益 ÷ 売上高

会計上の課題①

- ◆ クラウド化した場合の利用料等は、基本的には営業費用
- ◆ ただし、一定の場合には自社設備として計上する可能性あり
 - ソフトウェア等の会計基準
 - リース会計基準

分類	自社設備の場合		クラウド化した場合 (利用料)
	(開発 / 設備)	(運用)	
SaaS	ソフトウェア	営業費用	営業費用
PaaS	ソフトウェア	営業費用	営業費用
IaaS	有形固定資産	営業費用	営業費用

会計上の課題②

◆ 決算手続における課題

- 決算資料や監査対応資料への対応
- 決算スケジュールへの対応

◆ 固定資産の減損会計における課題

- 既存の自社設備の廃棄／減損
- クラウドサービスが中止された場合

◆ 海外のクラウドサービスを利用した場合の課題

- 締め日/締め時間の課題
- クレジット決済の課題

(参考) 会社法と金融商品取引法における内部統制の範囲

- ◆ 会社法: 監査役監査のみの対象
- ◆ 金融商品取引法: 会計監査人による内部統制監査の対象

内部統制の目的		業務活動	財務活動	法令順守	資産の保全
内部統制の基本的要素	統制環境				
	リスク管理				
	統制活動				
	情報と伝達				
	モニタリング				
	ITへの対応				

会社法の内部統制の範囲

金融商品取引法の内部統制の範囲

内部統制上の課題①

- ◆ クラウド化により、全体的に内部統制はシンプルになる
- ◆ ただし、重要な委託業務については内部統制の対象となるので、受託会社の内部統制の評価が必要となる

分類	クラウド化により影響のある領域	内容
全社統制	△	
決算・財務報告プロセス	△	
業務プロセス	○	業務プロセス自体が見直し／シンプル化されと考えられる
IT全般統制	◎	主な内容は、①システムの開発・保守、②システムの運用・管理、③システムの安全性の確保、④外部委託の契約管理であり、クラウド化により広範囲な影響が考えられる
IT業務処理統制	◎	主な内容は①入力情報の完全性、正確性、正当性等の確保、②エラーデータの修正と再処理機能の確保、③マスタ・データの正確性の確保、④適切なアクセス管理 であり、クラウド化により広範囲な影響が考えられる

内部統制上の課題②

◆ 受託会社の内部統制の評価における課題

- 自社設備／運用の場合と同様に、受託会社に委託している内部統制の評価が必要（IT全般統制やIT業務処理統制 等）
- SAS70や監査基準委員会報告書第18号の報告書の利用可否

[第18号監査報告書 サンプル]

内部統制の整備及び運用状況報告書	
平成×年×月×日	
〇〇〇〇 株式会社（受託会社）	
取締役社長 〇〇〇〇 殿	
	〇〇〇〇 公認会計士事務所
	公認会計士 〇〇〇〇 ㊟
	公認会計士 〇〇〇〇 ㊟
1. 実施した手続の概要	
私たち（注1）は、本報告書に添付している〇〇〇〇株式会社（以下「会社」という。）の〇〇〇〇業務（以下「業務」という。）に係る内部統制の記述書（以下「記述書」という。）に関連して、(1)記述書は、すべての重要な点において会社の業務に係る内部統制の整備状況を適切に記載していること、(2)会社の業務に係る内部統制は、記述書に記載された統制目的を達成するように適切に設計されていること、及び(3)記述書に記載された会社の業務に係る内部統制は、平成×年×月×日現在において実際に業務に適用されていること、について合理的な保証を得るための手続を実施した。記述書は、会社の経営者により作成されたものである。	
この手続の実施に当たって、私たち（注1）は、一般に公正妥当と認められる監査の基準において要請される内部統制に関する手続を実施した。	
私たち（注1）は、上述した手続に加え、別紙×に記載のとおり、統制目的を達成するために効果的と判断した特定の内部統制について、平成×年×月×日から平成×年×月×日まで期間をおいて運用状況を確かめる手続を実施した。その結果、	

その他の課題

◆ IFRS (国際財務報告基準) 導入における課題

- 会計のシングルスタンダード化への対応
- グローバルでの業務プロセスの統一／標準化

◆ 国際課税 (移転価格税制等) における課題

- 付加価値の源泉はどこにあるのか
- ネットとリアルの両方のビジネスを行っている場合

◆ 使用言語の課題 (英語 or 日本語?)

◆ その他

- 経営者の情報管理に関する説明責任
(機密情報、顧客情報、決算情報、インサイダー情報 等)
- ブラックボックス化による漠然とした不安
- データの物理的な保管場所
- サービス提供者のM&Aへの対応